別記様式第二十五号（第七十九条関係）　　（Ａ４）

添付書類(1)

誓約書

（　商　号　又　は　名　称　）は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第59条第４項に掲げる事項に該当しない者であることを誓約します。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

商号又は名称
本店所在地
代表者氏名　　㊞

金融庁長官
国土交通大臣　殿

（略）

記載要領

１　各面共通事項

①・②　（略）

③　添付書類(3)―１は、役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業法施行令（平成６年政令第413号）第14条で定める使用人の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお、「賞罰」の欄は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下「法」という。）第６条第10号ロからルまでのうち該当するものを全て記入すること。

④・⑤　（略）

附　則

（施行期日）

１　この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年９月14日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則の別記様式による申請書その他の文書は、この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第二十五号（第七十九条関係）　　（Ａ４）

添付書類(1)

誓約書

（　商　号　又　は　名　称　）は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77条）第59条第４項に掲げる事項に該当しない者であることを誓約します。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

商号又は名称
本店所在地
代表者氏名　　㊞

金融庁長官
国土交通大臣　殿

（略）

記載要領

１　各面共通事項

①・②　（略）

③　添付書類(3)―１は、役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第14条で定める使用人の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお、「賞罰」の欄は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下同じ。）第６条第10号ハからヲまでのうち該当するものを全て記入すること。

④・⑤　（略）

省　令

○総務省令第四十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

総務大臣　高市　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～六　同上］